

平成二十七年九月十七日提出
質問第四四四号

沖繩戦に対する戦後七十年の節目をむかえた日本政府の見解等についての質問主意書における
政府答弁の在り方等に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

沖繩戦に対する戦後七十年の節目をむかえた日本政府の見解等についての質問主意書における

政府答弁の在り方等に関する質問主意書

「政府答弁書」（内閣衆質一八九第四〇六号、三八九号、三七四号）を踏まえ、質問する。

一 過去の質問主意書で、先の沖繩戦で米軍が火炎放射器で民間人を殺傷した行為は、ハーグ法（武力紛争法）にふれるか否か、何度も問うてきたが、政府は避けた答弁をなすだけで誠実に答えていない。当方はハーグ法（武力紛争法）に係る質問をしているのである。沖繩核密約問題のように時代が変わったときに事実が明らかになることもある。このように不誠実な答弁書は、国務大臣の信用をもなくすことになる。改めて、先の沖繩戦で米軍が火炎放射器で民間人を殺傷した行為は、ハーグ法（武力紛争法）にふれるか否か、端的に答えられたい。

右質問する。